

松島町 子ども・子育て支援事業計画 (骨子案)

平成 26 年 5 月

目次

| | |
|--|----|
| 第1章 計画策定に当たって..... | 3 |
| 1 計画策定の趣旨 | 3 |
| 2 計画の位置付け | 3 |
| 3 計画期間 任意 | 3 |
| 5 策定体制 | 3 |
| 第2章 松島町の子ども・子育てを取り巻く環境..... | 4 |
| 1 人口・世帯・人口動態等..... | 4 |
| 2 教育・保育施設の状況..... | 4 |
| 3 地域子ども・子育て支援事業の状況..... | 4 |
| 4 ニーズ調査の結果概要..... | 4 |
| 5 松島町の子ども・子育て支援の課題..... | 4 |
| 第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方 | 5 |
| 1 基本理念 任意 | 5 |
| 2 家庭・地域・事業者・行政の役割 | 5 |
| 第4章 施策の方向・体系 | 6 |
| 1 地域における子育ての支援 | 6 |
| 2 母性並びに乳幼児の健康の確保および増進..... | 6 |
| 3 子どもの健やかな育ちと学びを応援する教育環境の整備..... | 6 |
| 4 仕事と家庭生活との両立推進..... | 6 |
| 5 子育てを支援する生活環境の整備 | 6 |
| 6 子どもの安全確保..... | 6 |
| 7 要保護児童対策の推進..... | 6 |
| 第5章 教育・保育提供区域の設定 必須 | 7 |
| 1 教育・保育提供区域について..... | 7 |
| 2 認定区分ごとの区域設定..... | 7 |
| 3 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定..... | 7 |
| 第6章 教育・保育の充実 | 8 |
| 1 教育・保育施設の需要量および確保の方策 必須 | 8 |
| 2 教育・保育の一体的提供の推進 必須 | 9 |
| 3 (要検討) その他施策 任意 | 9 |
| 第7章 地域子ども・子育て支援事業の充実..... | 10 |
| 1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策 必須 | 10 |
| 第8章 計画の推進体制..... | 10 |
| 1 関係機関等との連携..... | 10 |
| 2 計画の達成状況の点検・評価 任意 | 10 |
| 資料編..... | 10 |

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本計画は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目指すことを目的として策定する。(国の基本指針より)・・・

【主な内容】(以下同)

- 「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」(国の基本指針より)を目的とした計画策定の趣旨を記載。
- これまでの国の少子化対策、少子化傾向、本計画策定に至る経過・背景について。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられる。

最上位計画である総合計画をはじめ、地域福祉計画、教育振興基本計画、障害者計画等との調和を図ることとする。・・・

- 子ども・子育て支援法第 61 条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であること。
- 最上位計画である総合計画をはじめ、地域福祉計画、教育振興基本計画、障害者計画等との調和を図ること。

3 計画期間 **任意**

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間を計画期間とする。・・・

- 法の施行の日から5年を1期として作成すること。

5 策定体制

(1) 松島町版子ども・子育て会議の設置

- 子ども・子育て会議の設置について記載。会議の位置づけ等。

(2) 利用者意向把握調査(ニーズ調査)の実施

- ニーズ調査等による子どもの保護者の利用意向等調査を実施したこと。

第2章 松島町の子ども・子育てを取り巻く環境

1 人口・世帯・人口動態等

○人口・世帯数の推移や人口動態等から、少子化、核家族化、就労の状況等。

2 教育・保育施設の状況

○幼稚園、保育所等の設置状況、定員・利用者数の推移。

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

○法定13事業の実施状況をまとめ、実施していないものはその旨記載。以下は法定13事業であり(新)は新規事業なのでここでの掲載にはあたらない。

○「次世代育成」後期計画に沿った形でまとめ。

- ① 利用者支援事業（新）
- ② 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)
- ③ 一時預かり事業
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)
- ⑤ 養育支援訪問事業等
- ⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- ⑦ 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ事業)
- ⑧ 時間外保育事業(延長保育事業)
- ⑨ 病児・病後児保育事業
- ⑩ 放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)
- ⑪ 妊婦健診
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新）
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新）

4 ニーズ調査の結果概要

○「松島町 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート」の結果概要。

○保護者の就労状況・意向、教育・保育施設等の利用ニーズ、地域子ども・子育て支援事業の利用ニーズ、小学校入学後の放課後の過ごし方等。

5 松島町の子ども・子育て支援の課題

○第2章 1～4を踏まえ、松島町の子ども・子育て支援の課題について整理。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念 **任意**

- ・「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- ・障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- ・子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子ども のより良い育ちを実現することに他ならない。
- ・子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- ・社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。(国の基本指針より)

○本計画への基本的なビジョンを示す。

2 家庭・地域・事業者・行政の役割

○自助・共助・公助による子ども・子育て支援を推進するため、家庭・地域・事業者・行政の役割を整理。

第4章 施策の方向・体系

松島町次世代育成支援行動計画(後期計画)を踏まえて、子ども・子育て支援の施策につき方向性をまとめる。

1 地域における子育ての支援

○松島町次世代育成支援行動計画(後期計画)の3章(具体的内容)を受けて今後の考え方につき記す(以下同)。

- 2 母性並びに乳幼児の健康の確保および増進
- 3 子どもの健やかな育ちと学びを応援する教育環境の整備
- 4 仕事と家庭生活との両立推進
- 5 子育てを支援する生活環境の整備
- 6 子どもの安全確保
- 7 要保護児童対策の推進

第5章 教育・保育提供区域の設定 **必須**

教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の利用実態に応じ、認定区分ごと、事業ごとの区域設定を行う。

1 教育・保育提供区域について

○「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として教育・保育提供区域を設定。

(1)教育・保育提供区域とは

(2)区域設定の考え方

(3)松島町における教育・保育提供区域

2 認定区分ごとの区域設定

○1号認定、2号認定、3号認定について教育・保育提供区域を記す。(共通とする or 各々設定する)

3 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

○事業の内容は多岐にわたるため、それぞれの事業の特性、松島町の状況を踏まえた区域設定を考える必要があり、今後検討。設定した各事業の提供区域を記す。

「利用者支援に関する事業」の提供区域と考え方

「時間外保育事業」の提供区域と考え方

「放課後児童健全育成事業」の提供区域と考え方

「子育て短期支援事業」の提供区域と考え方

「乳児家庭全戸訪問事業」の提供区域と考え方

「養育支援訪問事業」の提供区域と考え方

「地域子育て支援拠点事業」の提供区域と考え方

「一時預かり事業」の提供区域と考え方

「病児・病後児保育事業」の提供区域と考え方

「子育て援助活動支援事業」の提供区域と考え方

「妊婦に対して健康診査を実施する事業」の提供区域と考え方

第6章 教育・保育の充実

1 教育・保育施設の需要量および確保の方策 必須

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定める。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定する。

(1)1号認定

■A提供区域

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 必要利用定員総数 | | | | | |
| 確保の内容 | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | | | | | |
| 確認を受けない幼稚園 | | | | | |
| 過不足 | | | | | |

※掲載イメージ ※提供区域が複数の場合は区域ごとに同様の記載。以下同。

・
・

(2)2号認定

■B提供区域

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|----------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 必要利用定員総数 | | | | | |
| 幼児期の学校教育の利用 希望が強い | | | | | |
| 上記以外 | | | | | |
| 確保の内容 | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | | | | | |
| 認可外保育施設 | | | | | |
| 過不足 | | | | | |

・
・

(3)3号認定(0歳)

■C提供区域

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 必要利用定員総数 | | | | | |
| 確保の内容 | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | | | | | |
| 地域型保育事業 | | | | | |
| 認可外保育施設 | | | | | |
| 過不足 | | | | | |

・
・

(3)3号認定(1・2歳)

■①提供区域

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 必要利用定員総数 | | | | | |
| 確保の内容 | | | | | |
| 特定教育・保育施設 | | | | | |
| 地域型保育事業 | | | | | |
| 認可外保育施設 | | | | | |
| 過不足 | | | | | |

・
・

2 教育・保育の一体的提供の推進 **必須**

認定こども園の普及に係る考え方や質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割、小学校教育との円滑な接続、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携等について記載する。

○認定こども園の整備促進、幼・保・小連携の体制強化、地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進 等

3 (要検討)その他施策 **任意**

※以下は国の基本指針では掲載が任意の事項。今後検討。

○産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

○労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

第7章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策 **必須**

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。
また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定し掲載する。

(1) 時間外保育事業

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 区 域 A | 必要利用定員総数 | | | | | |
| | 確保の内容 | | | | | |
| | 過不足 | | | | | |

※掲載イメージ ※提供区域が複数の場合は区域ごとに同様の記載。以下同。

・
・

第8章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

○庁内関係部局や近隣市町村、県、教育・保育施設事業者等との連携及び協働による計画の推進について

2 計画の達成状況の点検・評価 **任意**

子ども・子育て支援事業計画は、地方版子ども・子育て会議等を活用し、毎年度点検・評価・公表。(国の基本指針より)

○個別事業の進捗状況・計画全体の成果について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていくことについて記載。

資料編

○用語解説等

<奥付>

平成 27 年 3 月

発行：松島町 編集：松島町町民福祉課